

認定 NPO 等支援助成（団体支援寄附）対象団体登録要領

（令和 4 年 11 月 11 日企画調整局長決定 最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）

（目的）

第 1 条 この要領は、神戸市のふるさと納税使途の一種である認定 NPO 等支援助成について、団体支援寄附の対象団体となり、認定 NPO 等支援助成に関する要綱に基づく支援助成を受けようとする団体が、あらかじめ市に登録をするにあたっての要件、手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（登録の申請要件）

第 2 条 登録を申請できる団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 神戸市所轄の認定 NPO 法人、又は市内地域においてモデル的に総合的・自立的なまちづくりに取り組んでいる地域団体（過去にパートナーシップ協定を締結していた団体等の中からふさわしい地域で団体と協議のうえ決定するものとする。）であること。
- (2) 継続して 1 年以上の活動実績があること
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体、又は同団体若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと
- (5) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと

（登録の申請）

第 3 条 登録を希望する団体（以下「登録希望団体」という。）は、次に掲げる書類を添付の上、認定 NPO 等支援助成（団体支援寄附）対象団体登録申請書（様式第 1 号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要書（様式第 2 号）
- (2) 前事業年度の事業報告書（様式第 3 号）
- (3) 前事業年度の活動計算書又は収支計算書（様式第 4 号）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

2 登録希望団体のうち認定 NPO 法人は、前項各号に掲げる書類を省略することができる。

（登録の決定及び通知）

第 4 条 市長は、前条の申請に対し、第 2 条に規定する要件に適合すると認め、認定 NPO 等支援助成の団体支援寄附対象団体として登録するときはその旨を、不適合として登録をしないときはその旨及びその理由を、当該申請をした登録希望団体にそれぞれ登録団体決定通知書（様式第 5 号）、登録団体不決定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

2 市長は、団体支援寄附対象団体として登録した団体（以下「登録団体」という。）にか

かる前条第1号に定める団体概要書の内容を公開するものとする。ただし、登録団体のうち認定NPO法人の団体概要書の内容は、公開を省略することができる。

(登録の変更)

第5条 登録団体は、第3条第1号に掲げる書類の内容に変更があったときは、認定NPO等支援助成(団体支援寄附)対象団体登録変更届(様式第7号)に変更後の書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、登録団体のうち認定NPO法人は、省略することができる。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を失ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき。
- (3) 前条の書類を提出しないとき。
- (4) 当該登録団体から登録抹消の申し出(様式第8号)があったとき。
- (5) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、団体の登録に関し必要な事項は、市長が定める。

(その他)

第8条 この要領の施行にあたり、神戸市「協働と参画」推進寄附金(団体支援寄附)対象団体登録要領に基づく登録団体は、この要領に基づく登録団体として登録されるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。